

# DREAM SHIFT HITACHINAKA 利用規約

公益財団法人 KAWASAKI KIDS 基金（以下、「KIDS 基金」といいます）は、KIDS 基金が提供するクラウドファンディングサービス DREAM SHIFT HITACHINAKA（以下「本サービス」といいます）についての利用規約をここに定めます。この利用規約は、本サービスを利用するための契約の内容になるものであり、KIDS 基金と会員（第1条第1号で定義します）は、本規約が本サービスを利用するための契約の内容になることに合意するものとします。

## 第1章 総則

### 第1条 定義

#### (1) 「会員」

本規約を承認のうえ、KIDS 基金が定める方法により、本サービス利用のために入会を申し込み、KIDS 基金が承認した者。本規約では、チャレンジジュニア、マネージャー、サポーターを総称して「会員」という

#### (2) 「チャレンジ」

本サービス上で、チャレンジジュニアが支援を利用して実行する企画、団体運営その他の取り組み

#### (3) 「チャレンジページ」

本サービス上で、チャレンジの内容、目標、支援金の使途、支援募集期間、活動報告、その他所定の事項が記載されたウェブサイトのこと

#### (4) 「チャレンジジュニア」

本サービスにおいて、チャレンジの企画、管理、運営等の実行をし、支援金やスキル等の支援を受ける者。個人または団体

#### (5) 「マネージャー」

本サービスにおいて、チャレンジジュニアによるチャレンジの企画、管理、運営等の実行を監督する者。未成年者のチャレンジジュニアが本サービスを利用する際は、個人の場合はチャレンジジュニアの法定代理人が、団体の場合は成年の団体代表者または担当者がマネージャーとなり、チャレンジジュニアに代わって、チャレンジジュニアが支援を受けるために必要な諸手続きを行なう

#### (6) 「サポーター」

本サービスにおいて、支援金やスキル等の支援を行なう者。個人または団体

#### (7) 「支援契約」

本サービスにおいて、チャレンジが成立した場合に、サポーターとチャレンジジュニアとの間で成立する契約

#### (8) 「支援」

本サービスにおいて、サポーターが、チャレンジに対する共感のもと、チャレンジジュニアに対して金員（以下、「支援金」とします）やスキル等を提供すること

#### (9) 「支援募集期間」

チャレンジジュニアおよびマネージャーが、本サービス上で支援を募集する期間

(10)「目標」

チャレンジジュニアがチャレンジを遂行するにあたり必要とする支援金やスキル等、チャレンジジュニアがサポーターに対して求めるもの

(11)「チャレンジ実施完了日」

チャレンジジュニアがチャレンジページの公開に際し、チャレンジの実施日または期日として所定の方法により KIDS 基金に通知した日。チャレンジジュニアならびにマネージャーは、KIDS 基金が別途定める所定の期間内にチャレンジの実施を完了させる必要がある

(12)「リターン」

チャレンジジュニアがサポーターに対して提供するモノ、サービスのこと

(13)「チャレンジ関係者」

チャレンジの実行にあたり、サポーターまたはチャレンジジュニアならびにマネージャーからそれらの一部を有償・無償問わず委託されるまたはそれら以外でチャレンジの遂行に協力する第三者（法人か個人かを問わない）

## 第 2 章 DREAM SHIFT HITACHINAKA の内容

### 第 2 条 DREAM SHIFT HITACHINAKA の概要および利用

1.DREAM SHIFT HITACHINAKA は、茨城県ひたちなか市の子どもたちが、その夢の実現に向けた挑戦のために、チャレンジジュニアとしてクラウドファンディングを実施し、サポーターから支援を受け付け、サポーターがクラウドファンディングに対する支援を行ない、また、チャレンジジュニアとサポーターが交流する場や機会を提供するサービスです。

2.会員がサポーターとしてクラウドファンディングを実施し、またはサポーターとしてクラウドファンディングに対して支援を行なうためには、会員登録を完了する必要があります。

3.DREAM SHIFT HITACHINAKA の運営は、スポンサーからの寄付を受けた KIDS 基金によって、無償で行なわれます。

### 第 3 条 支援契約および KIDS 基金の立場

1.本サービス上でチャレンジに対する支援が行なわれた場合、本規約の定めに従って、チャレンジジュニアならびにマネージャーと、サポーターとの間で、支援契約が成立します。

2.本規約の定めに従い、支援がキャンセルされた場合、支援契約は遡及的に取り消されるものとします。

3.支援契約は、サポーターがチャレンジジュニアに対して支援を行なうこと、ならびに、チャレンジジュニアがサポーターに対し、チャレンジページの内容に従ったチャレンジの実行、支援金の使用等を行なうことを主な内容とします。

4.サポーターは、本規約の定めに従いチャレンジジュニアに対して支援を行なう義務を負います。

5.チャレンジジュニアならびにマネージャーは、サポーターに対し、チャレンジページの内容に従ってチャレンジを実行し、サポーターから提供された支援金やスキル等を使用し、活動報告を行なう義務を

負います。

6. 支援契約の成立後にチャレンジページの内容が変更された場合、チャレンジの趣旨および目的の同一性、サポーターに及ぶ影響の性質、大小その他の変更に係る事情に照らし、合理的な範囲の変更であることを条件として、支援契約の内容も変更されるものとします。

7. サポーター、および、チャレンジジュニアならびにマネージャーは、支援契約に起因または関連して、相手方または第三者に対し、以下に定める行為（以下に定める行為のいずれかを援助または助長する行為を含みます）を行なってはならないものとします。

- ① 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
- ② 嫌がらせ、不当な要求行為、誹謗中傷
- ③ 相手方または第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権その他法令上または契約上の権利を侵害する行為
- ④ 公の秩序または善良の風俗を害するおそれのある行為
- ⑤ 宗教活動または宗教団体への勧誘行為
- ⑥ 性行為やわいせつな行為を目的とする行為
- ⑦ 商用、営業または宣伝を目的とする行為
- ⑧ 支援契約の目的に合致しない行為
- ⑨ その他上記各号に準じる行為

8. チャレンジページの内容が本規約の内容と矛盾または抵触する場合、チャレンジページの内容が優先されるものとします。

9. 支援契約に基づく権利の行使および義務の履行は、チャレンジジュニアならびにマネージャーとサポーターとが、それぞれ自己の責任と費用の負担において行うものとします。サポーターは、チャレンジの実行、支援金やスキルの使用、その他の支援契約に関する事項については、本サービスのメッセージ機能を利用する方法その他の方法により、チャレンジジュニアならびにマネージャーに直接、一次的な問い合わせを行なうものとします。

10. KIDS 基金は、支援契約の当事者ではなく、支援契約に基づく義務（チャレンジの実行や活動報告を含みます）および責任を負わず、また、支援契約に基づく義務が履行されることを保証するものではありません。

11. 支援契約に起因または関連して紛争（チャレンジの実行や活動報告の遅延を含みます）が発生した場合であっても、KIDS 基金はその解決のためのあつせん、調停、仲裁その他の紛争解決の手段を講じる義務および責任（本サービスのシステム上で支援をキャンセルする義務および責任を含みます）を負うものではありません。

12. 本サービスにおいて、サポーターは、KIDS 基金またはチャレンジジュニアならびにマネージャーに対し、支援金の返金を求めることができないことを了承するものとします。ただし、チャレンジジュニアならびにマネージャーの責めに帰すべき事由がある等のやむを得ない場合、サポーターがチャレンジジュニアならびにマネージャーに対して支援金の返金を求め、またはチャレンジジュニアならびにマネージャーからサポーターへの返金を行なう場合、KIDS 基金が特別に認めた場合を除き、チャレンジジュニアならびにマネージャーおよびサポーターにおいて返金の要否ならびに返金を行なう時期および方法について協議の上決定し、チャレンジジュニアならびにマネージャーの費用および責任においてチャレンジジュニアならびにマネージャー自らが支援金の返金を実施するものとします。KIDS 基金は、サ

ポーターに対し、チャレンジジュニアならびにマネージャーからのサポーターに対する返金が適切に行われることを保証するものではありません。

#### 第4条 支援金の収納代行

チャレンジジュニアならびにマネージャーは、KIDS 基金に対して、サポーターから支援契約に基づき支払われる支援金を、チャレンジジュニアならびにマネージャーに代わって受領するための代理受領権限を付与するものとします。KIDS 基金が支援金をチャレンジジュニアならびにマネージャーに代わって受領した時点で、サポーターの支援金の支払義務の履行は完了します。

### 第3章 会員登録等

#### 第5条 会員申込

- 1.本サービスの会員となるには、本規約およびプライバシーポリシーの内容をお読みいただき、本規約を遵守することに同意のうえ、KIDS 基金の提供する入力フォームにて所定の情報を提供する方法による会員登録への申込手続きが必要です。入力に際しては、真正な情報を提供していただく必要があります。
- 2.同一人が複数の会員登録をすることはできません。
- 3.複数人が同一のアカウントを共有することはできません。ただし、チャレンジジュニアとして登録しようとする者が未成年者の場合は、その法定代理人あるいは成年者である団体代表者がマネージャーとなって、チャレンジジュニアとして登録しようとする者と同一のアカウントを、共同で利用するものとします。
- 4.第1項の申込に対して KIDS 基金が承諾をした場合、承諾をした時点をもって会員登録手続きは完了し、申込者は、この時点から会員としての地位を取得します。なお、KIDS 基金は、次の場合には申込に対する承諾を行いません。
  - ①申込の際に KIDS 基金に提供された情報（以下「登録情報」といいます）の全部または一部に、虚偽、誤記または記載漏れがあった場合
  - ②過去に会員資格を停止された、または停止事由に該当したことが判明した場合
  - ③第35条第1項に定める確約事項に違反するおそれが認められる場合
  - ④第36条に定める事由が認められる場合
  - ⑤その他、KIDS 基金が登録を適当でないと判断した場合
- 5.KIDS 基金は、前項の承諾をしない場合において、申込者にその理由を開示する義務を負いません。
- 6.会員は、会員登録の完了後、会員名（本名またはニックネーム）および本サービス上で入力したプロフィールが本サービス上で表示されることに同意するものとします。
- 7.未成年者が本サービスを利用しようとする場合は、法定代理人の同意を得るものとします。また、本サービスを利用する際に必要な手続等（社内規則に従った社内手続を経ること、契約締結行為をなす者が有効な代表権または代理権の授権を受けることを含みます）がある場合、当該手続等を履践した上で本サービスを利用するものとします。

## 第6条 会員IDおよびパスワードの管理

- 1.会員は、KIDS 基金が会員に付与する会員ID、パスワード等の管理および保管を行う責任を負うものとします。会員は、設定したパスワードを定期的に変更して不正利用の防止に努めなければなりません。
- 2.会員は、会員IDおよびパスワード等を第三者に利用させ、または譲渡もしくは担保設定その他の処分をすることはできません。また、会員が死亡した場合であっても、そのアカウントは相続されないものとします。
- 3.KIDS 基金は、事由の如何を問わず、登録ユーザーのアカウントを利用して行なわれた一切の行為を、当該登録会員による行為とみなすことができるものとします。
- 4.会員IDおよびパスワード等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は会員が負うものとし、KIDS 基金に故意または過失がある場合を除き、KIDS 基金は一切の責任を負いません。
- 5.会員は、会員IDまたはパスワードが第三者に漏えいした場合、あるいは会員IDまたはパスワードが第三者に使用されている疑いのある場合には、直ちにKIDS 基金にその旨を連絡するとともに、KIDS 基金の指示がある場合にはこれに従うものとします。この場合、KIDS 基金はその会員IDやパスワード等を不正アカウントとして停止することができるものとします。

## 第7条 届出事項の変更等

- 1.会員は、入会申込の際にKIDS 基金に提供した登録情報に変更があった場合は、遅滞なくKIDS 基金に当該変更事項にかかる情報を提供するものとします。
- 2.会員は、KIDS 基金から本人確認書類その他会員資格に関する情報の開示を求められた場合は、これに応じなければなりません。

## 第8条 退会

- 1.会員は、所定の手続きにより本サービスの会員登録を抹消（退会）することができます。
- 2.会員が死亡した場合その他本人の会員資格の利用が不可能となる事由があったときは、KIDS 基金は、当該会員がその時点で退会したものとみなし、会員IDおよびパスワードの利用を停止します。
- 3.KIDS 基金は、会員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合、退会の承認を拒否することができます。この場合において、KIDS 基金は、承認を拒否した理由を開示する義務を負いません。
  - ①本サービス上で支援を募集し、またはその準備を開始した者
  - ②その他、退会を認めることが適当でないとKIDS 基金が判断した場合
- 4.会員は、KIDS 基金が別途承諾した場合を除き、退会后、退会したアカウントと同一のメールアドレスで会員登録を行わないものとします。

## 第9条 会員資格の停止、抹消等

- 1.KIDS 基金は、以下の事由がある場合、会員に何ら事前の通知または催告をすることなく、会員資格を一時停止し、または会員登録を抹消することができるものとします。
  - ①会員IDまたはパスワードおよび本サービスを不正に使用または使用させた場合
  - ②KIDS 基金に提供された登録情報の全部または一部につき虚偽、誤記または記載漏れがあった場合

- ③KIDS 基金、他の会員、外部 SNS 事業者その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的または方法で本サービスを利用した、または利用しようとした場合
  - ④手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
  - ⑤支払債務（支援金を含む）を期限までに履行しなかった場合
  - ⑥会員に対し、差押、仮差押、仮処分、強制執行、破産、民事再生、会社更生、特別清算の申し立てがなされた場合、または、会員が自ら破産、民事再生、会社更生、特別清算の申し立てをした場合
  - ⑦禁固以上の法定刑が定められた罪を犯した疑いがあるとき
  - ⑧KIDS 基金の定める回数以上のパスワードの入力ミスがある場合
  - ⑨KIDS 基金の定める期間内に本サービスの利用がなかった場合
  - ⑩登録したメールアドレスや電話番号が不通となり、KIDS 基金からの連絡が不可能となった場合
  - ⑪会員が本規約の条項に違反した場合
  - ⑫会員が登録した金融機関の口座に関し違法、不適切その他の問題があることが当該金融機関による指摘等により判明した場合
  - ⑬第 35 条第 1 項に定める確約事項に違反するおそれが認められる場合
  - ⑭第 36 条に定める事由が認められる場合
  - ⑮KIDS 基金に対して申述した事項が事実と反する場合
  - ⑯その他、会員として不適格であると KIDS 基金が合理的な理由に基づき合理的に判断した場合
2. チャレンジが掲載された後、KIDS 基金からチャレンジナーに対する支援金の送金完了前に、会員が前項の各号に該当した場合、KIDS 基金は、(i) 会員がサポーターの場合は、当該支援を無効とし、払い込まれた支援金は KIDS 基金の定める手続きにより返金、(ii) チャレンジジュニアならびにマネージャーの場合は、チャレンジの掲載を直ちに中止し、成立したチャレンジを不成立とすることができます。
3. KIDS 基金は、第 1 項各号に該当する合理的な疑いが生じた場合において、事実確認が完了するまで当該会員のサービスの利用を一時的に停止することができます。
4. KIDS 基金は、本条に基づき KIDS 基金が行った行為により会員に生じた損害について、KIDS 基金が債務不履行責任または不法行為責任を負う場合を除き、一切の責任を負いません。

## 第 4 章 チャレンジジュニアおよびマネージャーに関するルール

### 第 10 条 チャレンジジュニアおよびマネージャーの利用資格

1. チャレンジジュニアとしてサポーターからの支援を募集するには、以下の条件を満たす必要があります。
- ①本サービスの会員であること
  - ②サポーターからの支援を希望する者が未成年者の場合、本サービスの利用に際してマネージャー（法定代理人）の監督下で活動し、マネージャーの指示に従えること
  - ③次のどちらかに該当すること
- (1) 茨城県ひたちなか市に在住または在学する、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、その他の専門学校等に通う者であって、チャレンジ実施完了日において 22 歳以下であること

(2)サポーターからの支援を希望する者が、茨城県ひたちなか市に在住または在学していないが、チャレンジ応募時点において、高等学校、高等専門学校、大学、その他の専門学校等に通っており、チャレンジ実施完了日において22歳以下の者であって、過去に茨城県ひたちなか市に居住していた事実があること。また、チャレンジ応募時点においてその法定代理人が茨城県ひたちなか市に在住していること

④サポーターからの支援を希望する者が団体である場合、その構成員の50%以上が、上記③の条件を満たしていること

⑤電話番号（携帯電話番号を含む）、本人またはマネージャー名義の銀行口座および公的機関が発行している身分証（免許証、パスポート、マイナンバーカード等）を持っていること。ただし、KIDS 基金が個別に認めた場合に限り、日本国内に住所を有しない会員もチャレンジジュニアとすることができます

2.チャレンジジュニアへの申込をした会員は、KIDS 基金が必要と判断する場合、上記の証明書類またはKIDS 基金が必要と認める情報や書類を提供しなければなりません。

## 第11条 チャレンジジュニアならびにマネージャーの義務

1.チャレンジジュニアならびにマネージャーは、チャレンジの掲載およびリターンの提供を行なうにあたり、特定商取引に関する法律、不当景品類および不当表示防止法、その他関係法令を自らの責任において遵守しなければなりません。特定商取引に関する法律に基づく「販売業者」に該当する場合は、特定商取引に関する法律に基づく表記を、チャレンジページもしくはチャレンジジュニアとなるプロフィールページ等のチャレンジページからリンクで遷移できるページに掲載する必要があります。

2.以下に該当するリターンを設定する場合は、チャレンジページもしくは、チャレンジジュニアならびにマネージャーのオーナーのプロフィールページ等の、チャレンジページからリンクで遷移できるページに許認可番号、管理責任者名等のそれぞれの許認可等においてウェブサイトへの表示が法令上義務付けられている事項を記載してください。

①中古品：古物商許可証

②酒類：通信販売酒類小売業免許

③食品：食品衛生法上に基づく営業許可

④医薬品、医療機器：医薬品医療機器等法における許可

⑤その他、法令諸規則において許認可等が必要である場合

3.チャレンジジュニアならびにマネージャーは、チャレンジ関係者が存在するか否かにかかわらず、掲載するチャレンジを、自らが主体として遂行しなければなりません。チャレンジにおける企画内容の実現可能性が無いもしくは著しく低いと認められる場合には掲載をお断りする場合があります。

4.チャレンジジュニアならびにマネージャーは、チャレンジ関係者が存在するか否かにかかわらず、チャレンジジュニアならびにマネージャー自らの責任において、クラウドファンディング成立の際、支援契約において約束したチャレンジの活動（チャレンジページに記載した内容や、リターンの提供）を確実に履行し、チャレンジページの内容に従って支援金やスキル等を使用し、チャレンジの進捗状況や結果について報告を行なう義務を負います。履行が不確実なチャレンジの設定はできません。また万が一約束したチャレンジの実行および報告が履行できない場合は、サポーターおよびKIDS 基金に対して説明責任を果たす義務を負います。

5. チャレンジジュニアならびにマネージャーは、前項に定める義務の履行と関連し、チャレンジ実施完了日の1週間後（ただし、チャレンジ実施完了日が支援募集期間の満了日より前の日の場合は支援募集期間の満了日の1週間後）の日までに、チャレンジを実行した上でチャレンジページを更新し、チャレンジの実行を完了した旨の終了報告を、KIDS 基金およびサポーター向けに行なうものとします。当該終了報告においては、チャレンジの経過、支援金の使途などの説明を行なうものとします。KIDS 基金は、チャレンジジュニアならびにマネージャーが遅滞なく終了報告を行なわない場合、チャレンジジュニアならびにマネージャーに対して、終了報告を督促することができます。
6. チャレンジジュニアならびにマネージャーは、前項に定める報告の他、チャレンジページの更新を積極的に行ない、チャレンジを実行する過程を積極的にサポーターと共有するように努めるものとします。
7. チャレンジジュニアならびにマネージャーは、いかなる理由においても他者（個人・法人を含む。以下同じ）へのなりすましをしないものとします。チャレンジジュニアならびにマネージャーは、チャレンジ申請および掲載において個人・団体の名称を含む事実関係のすべてについて真実の記載をしなければなりません。チャレンジジュニアならびにマネージャーは、チャレンジ関係者を含む他者を代理して、チャレンジの申請をすることはできません。
8. チャレンジは、その目的や活動等の内容が具体的に特定されている必要があります。また、チャレンジに掲載する期間、リターンの内容、目標との関係等について、相互に矛盾または誤解を招く内容の記載は禁止されます。チャレンジの内容と関係性の認められない画像の使用はできません。
9. 本サービスは寄付型クラウドファンディングの性質を有するため、チャレンジにおいて、チャレンジジュニアならびにマネージャーは次の各事項を実施しなければなりません。
  - ① チャレンジページ上で税制上の優遇措置について必要な説明を行うこと
  - ② サポーターに対して寄附金受領証明書・領収書を自身の名義にて発行、郵送すること
  - ③ サポーターから税制上の優遇措置についての質問があった場合には、これについて理解を得られるよう説明をすること

## 第12条 禁則事項

チャレンジやリターンの内容が下記に該当する場合にはチャレンジの掲載を禁止します。

1. チャレンジやリターンの内容が、法令等を遵守していないまたはそのおそれがある場合。  
（これらの例示）
    - ① 著作権を含む一切の知的財産権を侵害する行為
    - ② 食品衛生法、食品表示法上の義務に反する態様での食品の取扱い
    - ③ 酒税法上の義務違反する態様での酒類の取扱い
    - ④ 電波法上の規制に則らない通信機器の販売
    - ⑤ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律および関連法令規則の定める規制に反する製品の取扱い
    - ⑥ 動物取扱業に関する規制に違反する対応での動物の取扱い
    - ⑦ 旅行業法、道路運送法等の規制に反する観光サービスの提供や取扱い
- ※以上はあくまでも例示にすぎません。法的規制の有無およびその履行については支援契約の当事

者であるチャレンジジュニアならびにマネージャーが、その責任において実施しなければならず、KIDS 基金はその責任を負いません。

2. チャレンジやリターンにおいて取り扱うモノやサービスその他が、法令違反に該当またはそのおそれのある場合。

(これらの例示)

- ① 凶器、銃器類
- ② 覚せい剤、麻薬、向精神薬、毒物、劇物等
- ③ タバコ、ニコチン含有液体
- ④ 火薬類
- ⑤ 象牙等、種の保存法で禁止される製品
- ⑥ 売春もしくは性道徳に反する行為
- ⑦ 賭博、富くじの売買やこれに関係する行為

※以上はあくまでも例示にすぎません。法的規制の有無およびその履行については支援契約の当事者であるチャレンジジュニアならびにマネージャーがその責任において実施しなければならず、KIDS 基金はその責任を負いません。

3. チャレンジやリターンについて、金融商品取引法が適用されるまたはそのおそれのある場合。また、資金決済法に定める前払式支払手段（ただし、KIDS 基金が個別の事情を勘案して掲載を妥当と判断した場合において、資金決済法等の法令上問題が無いことが確認されたときを除く）もしくは暗号資産に該当するまたはそのおそれがある場合。

4. チャレンジやリターンに関して、犯罪を助長するおそれあるいは道徳上の観点から KIDS 基金が定める次のモノやそれに関するサービスの提供。

(これらの例示)

- ① エアガン、スタンガン、催涙スプレー
- ② 開運、魔よけ、健康上の効能を標榜する高額商品
- ③ 無限連鎖講、マルチ商法に該当またはそのおそれのあるもの
- ④ 著しく高価な宝石等の商品
- ⑤ 金券、商品券、クーポン券等で流通性の認められる商品
- ⑥ 著しく射幸心をあおると認められるもの
- ⑦ 動物その他の生き物（鳥類、魚類、爬虫類、昆虫など全ての生き物を含む）

5. チャレンジやリターンの内容が、肖像権、プライバシー権、人格権、等々、あらゆる他人の権利を害し、またはそのおそれのある場合。

6. チャレンジやリターンの内容が、国籍、民族、人種、社会的身分、性別、思想、信教、病歴、教育、年齢などによる差別的表現行為に該当、またはそのおそれのある内容を含む場合。

7. チャレンジやリターンの内容が、青少年の保護・育成の観点から不適切なモノやサービスの提供や表現であると認められる場合。

8. 極端に特定個人の目的として、KIDS 基金が掲載を不相当と認める場合

9. 第三者への寄附を目的とする場合（ただし、KIDS 基金が個別に認める場合を除く）。

10. チャレンジジュニアならびにマネージャーが自ら定価を設定している商品であり、当該定価とリターンの価格との間に著しい差がある場合

- 11.政治活動や宗教活動を目的とする、またはそのおそれがあると認められる場合。
- 12.チャレンジが、本サービスそのものや KIDS 基金の掲げる理念等と相容れないと認められる場合。
- 13.その他、KIDS 基金がチャレンジの掲載を不適切であると判断する場合。

### 第 13 条 クラウドファンディングに関する情報の入力

- 1.チャレンジジュニアならびにマネージャーが本サービス上でクラウドファンディングを実施する場合、KIDS 基金所定の方法により必要な情報（以下の情報を含みます）を入力し、KIDS 基金に送信する必要があります。
  - ①チャレンジジュニアならびにマネージャーの情報、緊急連絡先の情報、振込先口座の情報、チャレンジに関する情報
  - ②チャレンジページに関する情報（チャレンジ、支援金の使途等）
  - ③支援募集期間、目標、チャレンジ実施完了日などのクラウドファンディングに関する情報
- 2.KIDS 基金は、前項に定める情報入力について不備（KIDS 基金所定の基準への抵触を含みます）があった場合、チャレンジジュニアに対してその追加、修正、削除等を求めることができます。
- 3.チャレンジジュニアならびにマネージャーは、KIDS 基金からの個別の求めがある場合には、別途必要な情報や書類の提出をしなければなりません。
- 4.KIDS 基金は、次の事情が判明した場合には、申込にかかるチャレンジの掲載を不承認とすることができます。
  - ①第 10 条の利用資格を有することが確認できない場合
  - ②申込時に申請した情報に事実と反する内容が含まれている場合
  - ③チャレンジまたはリターンの内容が前条に定める禁則事項に抵触する場合
  - ④第 9 条に定める会員資格の停止事由に該当した場合
  - ⑤その他、KIDS 基金がチャレンジの掲載が不適当であると合理的な理由に基づき合理的に判断した場合
- 5.チャレンジが掲載された後、KIDS 基金がチャレンジジュニアならびにマネージャーに対して支援金を支払うまでの間に前項の各号記載の事情が明らかとなった場合、KIDS 基金は当該チャレンジの掲載を不承認とし、掲載を中止することがあります。また、募集期間および支援が終了したチャレンジの掲載は KIDS 基金の任意とします。
- 6.チャレンジが掲載された後において、第 4 項の各号記載の事情が合理的に疑われる場合、KIDS 基金は、事実関係の確認に必要な間、チャレンジの掲載を一時中止することがあります。チャレンジジュニアならびにマネージャーは、KIDS 基金による事実関係の確認に必要な協力をしなければなりません。
- 7.KIDS 基金は、申込を不承認または掲載を中止した場合において、その理由を開示する義務を負いません。
- 8.KIDS 基金は、本条に基づき KIDS 基金が行なった行為により会員に生じた損害について、KIDS 基金が債務不履行責任または不法行為責任を負う場合を除き、一切の責任を負いません。

### 第 14 条 チャレンジページ

- 1.チャレンジジュニアならびにマネージャーは、チャレンジページに、チャレンジの内容、支援金の使

途その他の KIDS 基金所定の事項を記載するものとします。

2. チャレンジジュニアならびにマネージャーは、事実に基づき正確にチャレンジページを作成するものとします。チャレンジジュニアならびにマネージャーは、チャレンジページ上に虚偽または誇大な情報、正確性や真実性に疑義のある情報、誤認または誤導のおそれがある情報を記載してはなりません。

3. チャレンジジュニアならびにマネージャーは、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）、特商法（特定商取引に関する法律）その他の関係法令を遵守してチャレンジページを作成するものとします。なお、チャレンジジュニアならびにマネージャーが特定商取引法上の「販売業者又は役務提供事業者」に該当する場合、同法の定めに従い必要な表記をチャレンジページまたはチャレンジページからリンクで遷移できるウェブページに掲載するものとします。また、サポーターから同法に基づき同法所定の事項の提供が求められた場合、チャレンジジュニアならびにマネージャーは遅滞なくこれに応じるものとし、KIDS 基金が当該請求を行なったサポーターに対してかかる情報を提供した場合でも異議を述べないものとします。

4. チャレンジジュニアならびにマネージャーは、チャレンジの実行、リターンの提供、活動報告を完了できず、または遅延を生じさせる具体的なおそれを認識している場合、チャレンジページで必要な説明を行うものとします。

5. チャレンジジュニアならびにマネージャーは、チャレンジページに文章、写真その他の画像・動画を利用することで第三者の著作権、肖像権・パブリシティ権、プライバシー、名誉・信用その他の権利を侵害してはならないものとします。著作権者その他の権利者が存在する文章、写真その他の画像・動画をチャレンジページに利用する場合、チャレンジジュニアならびにマネージャーは、利用に先立ち権利者の承諾を得るなど必要な権利処理を行うものとします。

6. チャレンジジュニアならびにマネージャーは、チャレンジページ上で以下に該当する表現を行ってはいならないものとします。

- ①過度に暴力的な表現、露骨な性的表現
- ②人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による差別につながる表現
- ③自殺、自傷行為を誘引または助長する表現
- ④薬物乱用その他の犯罪行為および刑罰法令に抵触する行為を誘引または助長する表現
- ⑤投機、射幸心をあおる表現
- ⑥反社会的、公序良俗に違反する表現
- ⑦その他 KIDS 基金が不適切であると合理的に判断する表現

7. チャレンジジュニアならびにマネージャーは、KIDS 基金に対し、チャレンジページの内容に従ってチャレンジを実行し、また、リターンを提供することについて、以下の各事項が真実かつ正確であることを表明し、保証するものとします。

- ①関係法令に違反せず、また、違反するおそれがない（必要な許認可等が存在する場合、当該許認可等を取得できる具体的な見込みが存在する）こと
- ②第三者の著作権、肖像権・パブリシティ権、プライバシー、名誉・信用その他の権利を侵害せず、また、侵害するおそれがない（権利者の承諾など必要な権利処理が存在する場合、当該権利処理を実施できる具体的な見込みが存在する）こと
- ③第三者との間で締結している契約や、チャレンジジュニアならびにマネージャーに適用される規則、規程等に違反せず、また、違反するおそれがないこと

- ④チャレンジページに明示した事項を除き、チャレンジを実行できず、またはリターンを提供できない具体的なおそれが生じていないこと

## 第15条 公開前審査

- 1.チャレンジジュニアならびにマネージャーが本サービス上でチャレンジページを公開するためには、KIDS 基金所定の公開前審査を通過する必要があります。
- 2.KIDS 基金は、チャレンジジュニアならびにマネージャー、チャレンジその他の事項について KIDS 基金所定の公開基準を満たさず、またはそのおそれがあると判断する場合（チャレンジジュニアならびにマネージャーが前項に定める情報提供または資料の提出の求めに応じない場合を含みます）、公開前審査を不通過とすることができます。この場合であっても、KIDS 基金は公開前審査を不通過とした理由を開示する義務を負いません。
- 3.KIDS 基金は、前項に定める判断に必要な範囲でチャレンジジュニアならびにマネージャーに対して情報提供または資料の提出を求めるものとします。また、KIDS 基金は、KIDS 基金と第三者との間で締結する契約への抵触の有無を確認することを目的として、合理的に必要な範囲で決済代行会社その他の第三者にクラウドファンディングに関する資料を提出することができるものとし、チャレンジジュニアならびにマネージャーはこれに異議を述べないものとします。
- 4.KIDS 基金は、公開前審査を通過させた場合であっても、事後的に KIDS 基金所定の公開基準に抵触する事情が判明した場合その他これに準じる事由が生じた場合、チャレンジジュニアならびにマネージャーに対する追加の情報提供または資料の提出、チャレンジページの修正、追記、削除、チャレンジジュニアならびにマネージャーとの協議の要請、チャレンジページの公開の不承認、クラウドファンディングの中止その他の必要な措置を行うことができるものとします。
- 5.KIDS 基金からチャレンジジュニアならびにマネージャーに対し、前項に定める求めがあった場合、チャレンジジュニアならびにマネージャーは速やかに KIDS 基金に対する情報提供または資料の提出に応じるものとします。また、チャレンジジュニアならびにマネージャーは事実と合致していない情報や、誤導または誤認のおそれのある情報を提供しないものとします。
- 6.チャレンジジュニアならびにマネージャーによるクラウドファンディングに関する広告・宣伝について、本規約の定めに従い KIDS 基金が公開前審査を不通過とすることができる場合または本規約の定めに従い KIDS 基金が公開前審査を通過させた後に必要な措置を行なうことができる場合、KIDS 基金は以下に掲げる措置を講ずることができるものとし、チャレンジジュニアならびにマネージャーはこれに対して異議を述べないものとします。
  - ①チャレンジジュニアならびにマネージャーに対し、チャレンジジュニアならびにマネージャーが本サービス上で公開しようとするクラウドファンディングに関する広告・宣伝を行わないように要請すること、または、すでに行われている当該広告・宣伝の修正または削除を要請すること
  - ②KIDS 基金が本サービス上で提供する機能（クラウドファンディングの公開前に作成中のチャレンジページを外部から閲覧可能にする機能を含みます）の全部または一部の提供停止

## 第16条 チャレンジページの公開等

- 1.チャレンジジュニアならびにマネージャーが本サービス上でクラウドファンディングを実施するためには、チャレンジページを公開する必要があります。

2. チャレンジジュニアならびにマネージャーは、KIDS 基金の承認を得た場合に限り、チャレンジページの公開を開始することができるものとします。
3. チャレンジジュニアならびにマネージャーがチャレンジページの公開前に書面または電磁的方法により KIDS 基金によるクラウドファンディングの広告・宣伝を希望しない旨を通知した場合を除き、KIDS 基金は、KIDS 基金の管理する SNS アカウントを通じてクラウドファンディングの紹介を行い、また、KIDS 基金の利用するサービスを利用してクラウドファンディングの広告・宣伝を行うことができるものとします。

### 第 17 条 クラウドファンディングの達成および成立

1. 支援総額が 1,000 円に達した、または、サポーターからスキル等の支援の応募があった時点で、クラウドファンディングは達成したものとして取り扱われます。
2. クラウドファンディングの達成後、クラウドファンディングが中止されることなく支援募集期間を満了した場合、チャレンジの目標を達成していなくとも、クラウドファンディングは成立したものとして取り扱われます。
3. 支援募集期間中にクラウドファンディングが達成しないまま支援募集期間を満了した場合、クラウドファンディングは不成立となります。

### 第 18 条 チャレンジページの変更等

1. チャレンジジュニアならびにマネージャーは、クラウドファンディングの開始後は、KIDS 基金が特別に認めた場合を除き、目標および支援募集期間を変更することができないことを確認するものとします。
2. チャレンジジュニアならびにマネージャーは、クラウドファンディングの開始後は、KIDS 基金の承認を得た場合に限り、チャレンジページの内容の追加、修正、削除等を行なうことができるものとします。
3. チャレンジジュニアならびにマネージャーは、クラウドファンディングの開始後は、KIDS 基金の承認を得た場合に限り、リターン内容の追加、変更、削除を行なうことができるものとします。なお、チャレンジジュニアならびにマネージャーが既にサポーターが存在するリターンを KIDS 基金の承認を得て変更または削除する場合、自己の責任で当該サポーターの個別の同意を得るものとし、同意が得られない場合は自己の責任で必要な対応をとるものとします。

### 第 19 条 チャレンジジュニアならびにマネージャーに発生する手数料

クラウドファンディングが成立した場合、チャレンジジュニアならびにマネージャーは、KIDS 基金に対して、所定の手数料を支払う義務を負いません。DREAM SHIFTHITACHINAKA の運営は、スポンサーからの寄付を受けた KIDS 基金によって、無償で行なわれます。

### 第 20 条 自己支援

1. チャレンジジュニアならびにマネージャー、チャレンジ関係者は、自らまたは自らが所属している団体が実施しているクラウドファンディングに対し、サポーターとして支援を行なうことができます。

2. チャレンジジュニアならびにマネージャーによる自己支援が、第三者への支援を偽装する行為、または資金洗浄その他法令に違反する行為に該当すると合理的に認められる場合、KIDS 基金は当該チャレンジの停止、当該アカウントの停止、関係当局への通報を含め、必要な措置を講じることができるものとします。

## 第 21 条 リターンの提供

1. チャレンジジュニアならびにマネージャーは、サポーターによる寄付行為に対し、謝意を表するのに適切な活動報告を行なう義務を負いますが、モノやサービスによるリターンの提供の義務は負いません。
2. 前項の定めにかかわらず、リターンを提供する旨をチャレンジに記載することによって、チャレンジジュニアならびにマネージャーは、サポーターに対し、リターンの提供を行なう義務を負います。また、リターンの内容は、チャレンジに関連したモノ、サービスに限ります。
3. リターンの提供に際し、チャレンジジュニアならびにマネージャーがその責任と費用の負担においてその義務を履行します。チャレンジジュニアならびにマネージャーは、本サービスのメッセージ機能を利用する方法その他の方法により、サポーターに直接、一次的な問い合わせを行なうものとします。
4. KIDS 基金は、支援契約に基づくリターン提供の義務および責任を負わず、また、支援契約に基づく義務が履行されることを保証するものではありません。

## 第 22 条 チャレンジの中止

1. 本サービスに掲載が開始されたチャレンジは、KIDS 基金の承諾なく掲載を取り下げること、および、支援募集期間や目標を変更することができません。ただし、やむを得ない理由でチャレンジの継続ができないとチャレンジジュニアならびにマネージャーが判断し、チャレンジジュニアならびにマネージャーが速やかに KIDS 基金までその旨を通知し、KIDS 基金が承諾した場合に限り、チャレンジの掲載を終了することができます。なお、この場合、チャレンジジュニアならびにマネージャーに対し、KIDS 基金はキャンセル手数料等を請求しません。
2. 前項の場合、チャレンジジュニアならびにマネージャーは、KIDS 基金の定める方法でサポーターに対してチャレンジが中止した経緯を説明した上、サポーターからの個々の問い合わせについて責任を持って対応することとします。
3. チャレンジが中止となった場合でも、KIDS 基金からサポーターへの返金は行ないません。チャレンジジュニアならびにマネージャーは、チャレンジ中止時点までのサポーターからの支援金を受け取ることができます。また、チャレンジジュニアならびにマネージャーは、チャレンジが中止となった場合に受け取った支援金の用途を、サポーターに報告する義務を負います。

## 第 23 条 契約違反またはそのおそれがある場合の措置

1. KIDS 基金は、以下に定める場合、KIDS 基金の判断で、次項に定める措置を講じることができるものとします。
  - ① チャレンジページの内容に従ってチャレンジが実行されない具体的なおそれが生じた場合
  - ② チャレンジページの内容に従って支援金やスキル等が使用されない具体的なおそれが生じた場合
  - ③ チャレンジページの内容に従ってリターンの提供や活動報告がなされない具体的なおそれが生じた

場合

④チャレンジジュニアならびにマネージャーが KIDS 基金との間の契約上の義務または表明保証に違反し、またはその具体的なおそれが生じた場合

⑤上記各号に準じる事由が生じた場合

2.KIDS 基金は、前項各号に定める事由が生じた場合、その判断によりチャレンジジュニアならびにマネージャーに事前に（やむを得ない場合は事後速やかに）通知した上で以下の措置をとることができるものとし、チャレンジジュニアならびにマネージャーはこれに異議を述べないものとします。また、チャレンジジュニアならびにマネージャーは、以下に掲げるいずれかの要請があった場合、速やかにこれに応じるものとします。

①チャレンジジュニアならびにマネージャーに対するチャレンジページの更新、サポーターに対する個別の通知その他の方法によるサポーター向けの事実経緯等の説明の要請

②KIDS 基金が自ら行う前号に定める説明の実施

③クラウドファンディングの中止

④支援金の引渡し留保（なお、KIDS 基金が本項に基づきチャレンジジュニアならびにマネージャーに対する引渡しを留保した支援金について、利息または遅延損害金は発生しないものとします）

⑤全部または一部の支援のキャンセル

⑥サービスの全部または一部の提供の中止

⑦その他 KIDS 基金が必要と判断する措置

## 第 24 条 チャレンジに関するトラブル

チャレンジ活動進行中に発生する支援契約当事者間でのトラブル、返金要求、その他紛争については、それらの原因がチャレンジ関係者によるものであっても、支援契約の当事者であるチャレンジジュニアならびにマネージャーと、サポーターとの間で解決すべき問題であり、KIDS 基金はこれに関して一切責任を負いません。また、サポーターによる支援がキャンセルされた場合も、KIDS 基金はこれに関して一切責任を負いません。

## 第 25 条 支援金の支払い

1.KIDS 基金は、クラウドファンディングが成立した場合、チャレンジジュニアならびにマネージャーに対し、支援募集期間の満了日の属する月の翌月末（銀行休業日の場合は前営業日）までに支援金を引き渡すものとします。なお、チャレンジジュニアならびにマネージャーおよび KIDS 基金が支援金の引渡先を別途合意した場合、KIDS 基金は当該引渡先に対して支援金を引き渡すものとします。

2.前項に定める支払いは、KIDS 基金およびチャレンジジュニアならびにマネージャーが別途合意した場合を除き、チャレンジジュニアならびにマネージャーが本サービス上で入力し、KIDS 基金が承認した銀行口座に振り込む方法により行ないます。なお、当該銀行口座に誤りその他の理由により銀行振込みによる支援金の引渡しに支障が生じた場合、チャレンジジュニアならびにマネージャーは KIDS 基金から支援金の引渡しを受けられない場合があることを確認するものとします。

3.KIDS 基金は、チャレンジジュニアならびにマネージャー（または、チャレンジジュニアならびにマネージャー、および、KIDS 基金が別途合意した支援金の引渡先）に対して支援金を引き渡す際に、振込手数料を差し引いた金額を引き渡します。

4.KIDS 基金がチャレンジジュニアならびにマネージャーに対し、支援金が確定したことを通知した後、第 13 条第 1 項の申込時に申請した口座情報等の情報に不備がある等の理由により、支援金がチャレンジジュニアならびにマネージャーによって受領されないまま 6 ヶ月が経過した場合、KIDS 基金はチャレンジジュニアならびにマネージャーが支援金の支払請求権を放棄したものとみなすことができるものとします。

## 第 26 条 その他の制約事項

チャレンジジュニアならびにマネージャーは、チャレンジの終了、リターンの提供および活動報告をすべて完了するまでの間に、チャレンジジュニアならびにマネージャーについて以下に定める事由が生じた場合、遅滞なく書面または電磁的方法により KIDS 基金に通知するものとします。

- ①チャレンジの全部または重大な一部を停止する場合
- ②チャレンジジュニアならびにマネージャーを変更した場合
- ③住所を変更した場合
- ④その他チャレンジジュニアならびにマネージャーの組織に関して重大な変更があった場合

## 第 5 章 サポーターに関するルール

### 第 27 条 サポーターの利用資格

1.サポーターとしてチャレンジを支援するには、原則として日本国内に住所を有している（住民票があることを意味します）必要があります。また、未成年者がサポーターとしてチャレンジを支援することを希望する場合、その法定代理人がサポーターとしてのアカウントを登録し、当該未成年者は当該法定代理人の監督に従う必要があります。なお、KIDS 基金がチャレンジごとに海外に住所を有するサポーターによる支援を認めた場合に限り、日本国内に住所を有しない会員もサポーターとなることができます。

2.サポーターとなる会員は、KIDS 基金が必要と判断する場合、住民票の写しまたは KIDS 基金が必要と認める書類を提供しなければなりません。

3.チャレンジジュニアならびにマネージャーは、本規約に違反しない限りにおいて、サポーターになることができます。

### 第 28 条 チャレンジへの支援

1.会員は、KIDS 基金の定める方法によりチャレンジの支援を申し込むことができます。支援の申込が完了した時点で、チャレンジが成立することを条件とする支援契約が成立します。なお、サポーターによる支援の確定に関するデータが KIDS 基金所定のサーバに送信され、KIDS 基金のシステム上反映された時点をもって有効に支援が行われたものとして取り扱われます。

2.KIDS 基金は、第 9 条第 1 項記載の事由が認められる場合、前項の支援の申込を拒絶することができます。

3.会員は、支援の申込をするにあたり、対象のチャレンジ毎に本サービス上で表示される利用条件を理

解のうえ同意する必要がある、支援の申込をした会員はこれに同意したものとみなされます。

4. サポーターは、支援をキャンセルすることを予定して支援を行なうなど、支援を行なう意思なく、またはいたずら目的で支援を行なってはならないものとします。
5. サポーターは、支援に際して必要となる情報を入力する場合、真実かつ正確な情報を入力するものとします。なお、KIDS 基金が別途承諾した場合を除き、支援の完了後は当該情報を変更することができないものとします。
6. KIDS 基金は、支援契約が成立した時点で、チャレンジページ内に当該サポーターの支援状況を表示することができるものとします。ただし、サポーターの支援状況について表示の義務を負うものではありません。

## 第 29 条 支援に関する情報

1. サポーターは、KIDS 基金がチャレンジジュニアならびにマネージャーに対してサポーターの会員名、メールアドレス、その他支援に関する事項を提供することに同意した上で支援を行うものとします。また、KIDS 基金は、本サービスの提供に必要な範囲で支援に関する情報を金融機関等に提供する場合があります。
2. サポーターは、本サービス所定のコメント欄に、サポーターの会員名、プロフィール写真およびサポーターが入力したコメントの内容が表示されることに同意した上で支援を行なうものとします。
3. サポーターは、支援したクラウドファンディングの情報および支援したクラウドファンディングの数が本サービス上で表示されることに同意した上で支援を行なうものとします。なお、サポーターは、本サービス所定の方法により本項に定める表示を停止することができます。

## 第 30 条 支援時の留意事項

1. サポーターは、チャレンジページの内容を十分に理解し、かつ、将来のチャレンジの実行やリターンの提供が一定のリスク、不確実性を伴うことを理解した上で、自己責任でクラウドファンディングに対する支援を行なうものとします。
2. KIDS 基金は、支援契約の当事者となるものではなく、支援契約に基づく義務（チャレンジの実行やリターンの提供、活動報告を含みます）および責任を負わず、また、支援契約に基づく義務が履行されることを保証するものではありません。サポーターは、チャレンジの実行、支援金の使用、活動報告、その他の支援契約に関する事項については、本サービスのメッセージ機能を利用する方法その他の方法により、チャレンジジュニアならびにマネージャーに直接、一次的な問合せを行なうものとします。
3. サポーターが本サービス上で支援に係る情報を送信した後に支援が有効に行われたものとして取り扱われるまでにタイムラグが生じる場合があります、特に支援募集期間の満了する直前に支援に係る情報が送信された場合、有効な支援として取り扱われない場合があります。
4. サポーターは、自らが支援を行なった後に新たに目標の追加等が行われる場合があること、その他チャレンジページの内容が変更される場合があることを確認するものとします。
5. 支援金の支払いに関する領収証の発行主体は、チャレンジジュニアならびにマネージャーとなります。領収証の発行に関しては、チャレンジジュニアならびにマネージャーに直接お問い合わせください。なお、KIDS 基金は、サポーターの求めに応じ、支援に関する証明書を発行する場合がありますが、本サービス上で支援が行われた旨を証するものであり、領収証とは異なります。

6.本サービスの会員が他者から金銭を預かるなどして、当該他者に代わって支援を行なった場合であっても、本規約の適用上、当該他者ではなく当該登録会員がサポーターとして取り扱われます。この場合、当該登録会員の責任において、当該支援に関する情報（当該他者の氏名、連絡先、支援額を含みます）を管理すること、その他当該他者との合意に従った対応を行なうものとします。

### 第31条 支援のキャンセル

- 1.サポーターは、支援を表明したチャレンジについて、その支援をキャンセルすることができません。ただし、法令により認められる場合、およびサービスごとに個別で定める場合に限り、支援のキャンセルが可能となります。この場合、支援および支援契約は遡及的に取り消されるものとします。
- 2.KIDS 基金において次の事実を認める場合には、その支援はキャンセルされます。
  - ①チャレンジの募集期間の終了から30日を越えてもKIDS 基金所定の方法による支援金の決済手続きが完了しない場合
  - ②サポーターに対するチャレンジジュニアならびにマネージャーからの活動報告の履行が不可能もしくは著しく困難である場合
  - ③KIDS 基金において、サポーターの支援に法令または規約違反が認められると判断した場合
- 3.チャレンジの募集期間の終了後、チャレンジ進行不可能となった場合や活動報告の履行遅延・履行不可能となった場合などいかなる理由を問わず、KIDS 基金は支援金を返金する義務を負いません。

### 第32条 リターンの取得

- 1.チャレンジページにリターンの提供が明示されているチャレンジが成立した場合、当該チャレンジを支援したサポーターは、KIDS 基金所定の方法による支援金の決済手続きが完了することを条件として、チャレンジジュニアならびにマネージャーに対し、各チャレンジにおいて定められたリターンを得る権利を有するものとします。
- 2.リターンについては、チャレンジジュニアならびにマネージャーがその責任と費用の負担においてリターンの提供についての義務を履行します。チャレンジジュニアならびにマネージャーが、本サービスのメッセージ機能を利用する方法その他の方法により、サポーターに直接、一次的な問い合わせを行なうものとします。
- 3.KIDS 基金は、支援契約に基づくリターン提供の義務および責任を負わず、また、支援契約に基づく義務が履行されることを保証するものではありません。
- 4.サポーターは、チャレンジジュニアならびにマネージャーから活動報告を受ける権利を有します。また、サポーターは、KIDS 基金が主催する活動報告会等のイベントに参加することができます。

### 第33条 チャレンジが不成立、キャンセルの場合等

チャレンジが不成立であった場合、第12条によりチャレンジが不掲載となった場合、第22条によりチャレンジが中止となった場合、または第31条により支援がキャンセルされた場合、KIDS 基金からサポーターへの支援金の返金を行いません。当該支援金は、チャレンジジュニアならびにマネージャーに引き渡されます。また、サポーターは、当該支援金の用途について、チャレンジジュニアならびにマネージャーから報告を受ける権利を有します。

## 第 34 条 支援の方法、手数料

1. サポーターは KIDS 基金の定める方法により支援金の支払いをします。支援金は、チャレンジジュニアならびにマネージャーに代わり KIDS 基金が受領します。サポーターが、KIDS 基金に対して支援金を支払った時点をもって、サポーターの支援金の支払は完了します。
2. サポーターが支援金を支払う際、サポーターは支払手数料を負担します。サポーターは、KIDS 基金に対して、所定の手数料を支払う義務を負いません。DREAM SHIFT HITACHINAKA の運営は、スポンサーからの寄付を受けた KIDS 基金によって、無償で行なわれます。

## 第 6 章 全ての会員に関するルール

### 第 35 条 反社会的勢力等の排除

1. 会員は、自己およびチャレンジ関係者が暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下上記の 9 者を総称して「暴力団員等」といいます）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力等」といいます）のいずれかにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて KIDS 基金の信用を毀損し、または KIDS 基金の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下総称して「不当な要求行為など」といいます。）を行わないことを確約することとします。
2. 前項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当するものをいいます。
  - ① 暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者
  - ② 暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
  - ③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有する者
  - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
  - ⑤ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
  - ⑥ その他暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者
3. 会員が 1 項の確約事項に違反する場合、KIDS 基金は、当該会員に対して、直ちに本サービスの提供を停止するものとします。この場合、会員に損害等が生じた場合でも、当該損害等について、KIDS 基金やその他の第三者に一切の賠償請求をすることはできません。

### 第 36 条 禁止行為

会員は、本サービスの利用に際して以下に定める行為（以下に定める行為のいずれかを援助または助長

する行為を含みます)を行なってはならないものとします。

- ①法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
- ②公の秩序または善良の風俗を害するおそれのある行為
- ③KIDS 基金または第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権その他法令上または契約上の権利を侵害する行為
- ④KIDS 基金の事前の承認なく商用または宣伝目的に基づき本サービスを利用する行為
- ⑤宗教活動または宗教団体への勧誘行為
- ⑥性行為やわいせつな行為を目的とする行為
- ⑦面識のない異性との出会いや交際を目的とする行為
- ⑧児童ポルノまたは児童虐待に相当する情報を表示し、または表示させる行為
- ⑨KIDS 基金または第三者に対する嫌がらせや誹謗中傷を目的とする行為
- ⑩その他本サービスが予定している利用目的と異なる目的で本サービスを利用する行為
- ⑪過度に暴力的な表現、露骨な性的表現、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による差別につながる表現、自殺、自傷行為、薬物乱用を誘引または助長する表現、その他反社会的な内容を含む表現を表示し、または表示させる行為
- ⑫スパム行為
- ⑬KIDS 基金または第三者になりすます行為
- ⑭第三者の個人情報を不正に収集、開示または提供する行為
- ⑮第三者に自己の会員 ID を利用させる行為、不正アクセス行為、第三者の会員 ID の利用行為、複数の会員 ID の付与を受ける行為その他これらに類する行為
- ⑯本サービスのサーバやネットワークシステムに支障を与える行為
- ⑰本サービスを不正に操作する行為（本サービスの不具合を意図的に利用する行為を含みます。）
- ⑱KIDS 基金に対する不当な要求行為
- ⑲KIDS 基金の役職員およびこれに準ずる者に対する人格否定その他の暴言、威嚇、脅迫または暴力行為
- ⑳同じ要望やクレームを過剰に繰り返す行為その他の KIDS 基金の役職員およびこれに準ずる者を不当に長時間拘束する行為
- ㉑その他 KIDS 基金による本サービスの運営または第三者による本サービスの利用を妨害し、これらに支障を与える行為
- ㉒その他 KIDS 基金が不適切と合理的に判断した行為

### 第 37 条 個人情報の取扱い

- 1.KIDS 基金は、会員から提供された個人情報を本サービスの提供に必要な範囲および KIDS 基金プライバシーポリシーで定められた目的の範囲で使用することができるものとし、会員は、このプライバシーポリシーに従って KIDS 基金が会員から提供された個人情報を取扱うことについて同意します。
- 2.サポーターは、本サービス上で支援契約が成立した場合、チャレンジジュニアならびにマネージャーに対して、チャレンジに関連する活動を利用目的として、サポーターの氏名、住所、支援額、チャレンジジュニアならびにマネージャー宛のメッセージ、その他の情報を提供することに同意するものとします。

3.KIDS 基金は、KIDS 基金プライバシーポリシーで定める場合または個別にユーザーから同意を得る場合において、ユーザーの個人情報を第三者と共同利用する場合があります。

### 第 38 条 機密保持

1.会員および KIDS 基金（以下、本条において「被開示者」といいます）は、当該会員による本サービスの利用に関連して相手方（以下、本条において「開示者」といいます）から秘密である旨を表示して開示を受けた情報（以下「秘密情報」といいます）については、当該会員による本サービスの利用の範囲内でのみ使用するものとし、また、開示者の書面又は電磁的方法による事前の同意なく、第三者（弁護士、税理士、会計士その他の専門的アドバイザーを除きます）に開示し、又は漏えいしてはならないものとし、

2.前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、「秘密情報」に該当しないものとし、

- ①被開示者が開示を受けた時点で公知の情報
- ②被開示者が開示を受けた時点で被開示者がすでに保有している情報
- ③被開示者が開示を受けた後、第三者から秘密保持義務を負わず入手した情報
- ④被開示者が開示を受けた後、被開示者の責めに帰すべき事由によらず公知になった情報
- ⑤被開示者が、開示者から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報

3.第 1 項にかかわらず、被開示者は、法令、行政機関もしくは司法機関の命令等または金融商品取引所の規則等に基づいて秘密情報の開示が義務付けられている場合、事前に（事前の対応が著しく困難なときは事後速やかに）、開示者に対して通知した上で、必要最小限の範囲で秘密情報を開示することができるものとし、

### 第 39 条 連絡、通知

会員は、本サービスに関する案内、システムメンテナンスに関する告知、その他 KIDS 基金からユーザーに対する連絡または通知が、Eメール等 KIDS 基金の定める方法で配信されることを了承するものとし、KIDS 基金から会員に対する連絡または通知は、会員が KIDS 基金に申請した連絡先に発信することにより、会員に通常到達すべきときに到達したとみなされるものとし、

### 第 40 条 本サービスの変更、追加または廃止

1.KIDS 基金は、いつでも本サービスの内容を変更、追加（以下、「変更等」という）または廃止することができるものとし、本サービスの変更等が会員に重大な影響を及ぼす場合は、KIDS 基金所定のウェブサイト当該変更等の内容を掲載してお知らせします。また、本サービスの廃止は、KIDS 基金所定の方法により事前に会員に通知するものとし、

2.KIDS 基金は、本条に基づき KIDS 基金が行なった措置により会員に生じた損害に関しては、KIDS 基金に故意または過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

### 第 41 条 本サービスの停止

KIDS 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、会員に事前に通知することなく、本サービスの一部または全部を停止または中断することができるものとし、当該停止または中断により会員に生じ

た損害に関しては、KIDS 基金に故意または過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

- ①本サービスの提供のための装置、システムの保守または点検を行なう場合
- ②火災、停電、地震、天災、システム障害等により、本サービスの運営が困難な場合
- ③その他、KIDS 基金が停止または中断をやむをえないと判断した場合

## 第 42 条 免責事項

- 1.本サービスは、会員が、チャレンジジュニアならびにマネージャーまたはサポーターとして取引を行う場を提供するものであり、会員に対して、チャレンジが予定通り実行されることを保証するものではありません。
- 2.本サービスに関連して、チャレンジジュニアならびにマネージャーとサポーターの間を含む、会員同士の間で生じたトラブルに関しては、その原因がチャレンジ関係者によるものであっても、会員の責任において処理および解決するものとし、KIDS 基金はかかる事項について一切責任を負わないものとします。
- 3.KIDS 基金は、会員が本サービスを利用する際に、コンピュータウイルスなど有害なプログラム等による損害を受けないことを保証しないものとします。
- 5.KIDS 基金は、会員が本サービスを利用する際に使用するいかなる機器、ソフトウェアについても、その動作保証を一切しないものとします。
- 6.KIDS 基金は、会員が本サービスを利用する際に発生する通信費用について、一切負担しないものとします。
- 7.KIDS 基金は、KIDS 基金の故意、重過失がある場合を除き、会員の逸失利益、間接損害、特別損害、拡大損害、弁護士費用等を賠償しないものとします。
- 8.本サービスの基準時間は、KIDS 基金のサーバー、システムで管理する時間とし、実際の時間や本サービスで表示する時間とは一致しないもしくは動作しない場合があります。会員はあらかじめこれを了解の上で本サービスを利用するものとします。
- 9.会員は、本サービスの利用に関連して課税が生じることがあることを認識して本サービスを利用するものとします。KIDS 基金は、当該課税に関し一切関与しないものとし、課税の有無や課税額等については、会員自らが、自らの責任で確認および対応するものとします。
- 10.KIDS 基金は、本サービスを現状のまま提供するものとし、不具合がないこと、その内容、性能、安全性、利用結果等について保証しません。

## 第 43 条 知的財産権等

- 1.本サービス上に表示されるデジタルコンテンツに関する知的財産権および財産権（以下「知的財産権等」といいます）は、会員が創作したものを除き、すべて KIDS 基金または KIDS 基金に知的財産権等の利用を許諾する第三者に帰属するものとします。
- 2.会員は、会員が創作したものを除き、本サービス上のページ上に表示されるデジタルコンテンツに関する権利を一切有しないものとし、複製、転載その他の利用を行うことはできず、また、これを第三者に譲渡、貸与、利用許諾することができないものとします。
- 3.KIDS 基金は、本サービス上に表示されるデジタルコンテンツに関しては、会員が創作したもの（ただし、当該会員が KIDS 基金の利用に異議を述べたものを除きます）を含め、その時点で公開されてい

ることを条件として、本サービスの利用事例の紹介等を目的として、本サービスを紹介する資料等でその全部または一部を利用することができるものとします。

#### 第 44 条 地位の譲渡等

1. 会員は、KIDS 基金の書面による事前の承諾なく、利用規約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. KIDS 基金が本サービスにかかる事業を他団体に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用規約上の地位、本規約に基づく権利および義務ならびに会員の登録情報その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、会員は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。

#### 第 45 条 本規約の変更

1. KIDS 基金は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき本規約を随時変更できます。本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用されます。
  - ① 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき
  - ② 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. KIDS 基金は、本規約の変更を行う場合、変更後の本規約の効力発生時期を定め、事前に、変更後の本規約の内容および効力発生時期を会員に通知し、本サービス上への表示その他 KIDS 基金所定の方法により会員に周知します。
3. 前 2 項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後に会員が本サービスを利用した場合または KIDS 基金所定の期間内に会員が解約の手続を取らなかった場合、当該会員は本規約の変更に同意したものとします。

#### 第 46 条 一部無効等

1. 本規約の一部の規定の全部または一部が法令に基づいて無効と判断された場合であっても、当該規定は元の意思にできる限り沿うように解釈されるものとし、当該規定の無効部分以外の部分および本規約のその他の規定は有効とします。
2. 本規約の規定の一部がある会員との関係で無効とされ、または取り消された場合でも、本規約はその他の会員との関係では有効とします。

#### 第 47 条 準拠法および合意管轄

1. 本規約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2025 年 7 月 29 日制定